

基準外割増賃金の統一交渉で一波瀾

窓口打開に實力行使を指令？

中間委員等では月以降賞金要求書等が如何に決定した。然し這盟別では基津外別増賞金に關して各支部來るの習慣なく、堅固に密に。差異がある事なので。各基津別で交渉され、これが統一交渉には預るとして應じない意向を表明しており、これに對し中間としては基津内、基津外に拘らず、賞金の性格に鑑み、はなひの飽くまでも統一して獲得すべきものと考え、方立つて強力に交渉、この問題を續けて一歩前進出来ない事懸念に至立つた。推察如何では密口方開の爲單位行使が早急指令となり得る場合も、預想された。なお当初の十六社に廬生が加わり十七社を單位に交渉を持つ事となり連動するのを豫慮した。

基本理念

健康で文化的な慰安ある生活を営み得る額

生活保護法十一條による永久の権利としての基本的人権及び第十二條に定める自由及び平等權に比して、關する權利を尊重し、労働基準法に定める労働條件を人々に便する生活を著すの區を充たすべき労働條件々に要求金額を決定したに關する生活と多少とも健康と文化に關する生活とである。

生活保護法に於ては、生活保護能力に對する扶助の基本精神は憲法第十五條の規定による「生活と健康の國は健康と文化の生活とを著すの區を充たすの區である。吾人は生活の第一線に立ち、基礎的國に立つ生産能力を著である。従つて健康と文化の必要である生活と要求金額とを以ては、當然である。

昭和二十六年十二月二十七日

社で協する

法定係

支給要

貸金要求書

昭和二十七年十月一日以後昭和二十八年九月三十日までの當分賃金並に職給等について左記の通り取次致します。	①基礎賃金(本人給) 定額給及階級給、家族給 ②基礎外賃金(超過労働賃金、特殊労働賃金、不成就手当)	①基礎賃金(本人給) 定額給及階級給、家族族一人に(当月月八〇〇円(税込)) ②基礎外賃金(超過労働賃金、特殊労働賃金) 増増率	①決定対象者 ②決定係員の資格をもと昭和二十六年十月より昭和二十七年に至る間当社より任用され
---	---	---	---

法定係員加給金

金と同時に決定する

支給要領をみる

十六年十二月二十七日附本
② 保安又は築城
③ 父系系

田川芳組ニユース

感想文 三席

總選舉と組閣

高田利雄

活発な日常活動

支那縣々丘地域分會が定めたその年の正月、八四内四千四百人の大衆會を擧て最初は
その會場ではなかつたよが彌平會場(初期の幹部の實力と會場の協力)が次第を施
殊にはその後の分門に分門、運合金庫を取つたからは一箇一ム・マークの旗をまじし
活動も立つて活動するを加へて來た、以下最近の動きを二、三節紹介する。

三川支部綠々丘地域分會

力をあわせて

慶幸である。この町打診つてよめた結
果、郵政局(郵政局は臨時の承認を

力をあわせて

特定局設置の猛運動

要し、一属が新設となつて日本全國の郵便局の名譽からして更新しなければならぬ、相當厄介な問題ではあるが、電報知識でその論を

感想文「總改選と組合」
選後の感想に就て (2)

中島知雄

十七 社交の意義

[illegible]

前

[illegible]

佳作

女
醫

囑託員の増員確定的

交渉順調、八月末に改

と取囲んでいる綴友の顔、顔一戸もいゝ。E、G、Cも。

女專時代の綴友Sから手紙が来た。
たのは、二、三日前の事だつた。
「お知らせしなかつたけど、先
るうま

「二ヶ月
吾が党に有利な公明選挙を
うち出した 自由党大臣諸公が
次から次へと我國入り
記簿を汽車に呼んで一帯
激しいの
「退院な

「半月は
最善だ、
これは事前運動ぢやないか」

吾が党は事前運動も違反ぢやない
敵の腰が

金持ちば米を 貧乏人は妻を食え 中小企業はつぶれるのは当たり前だ 残酷な自由党の経済政策を 今度の総選挙で打ち破れ	△ △ といつて 頭涸に陥 泄される 透して行 れる危険	他党に頼りまかぬなら 野が獲れ
--	---	--------------------

第二期
問題通信雜誌

1952年9月	1953年2月	見 本 内 容
労働者の生活	労働者の生活	高橋 正雄
日本の資本主義	日本の資本主義	副田 正雄
憲法論・主権論	憲法論・主権論	馬場 克三
戦後の経済	戦後の経済	栗永千 郎
労働 法	労働 法	河野 雄次
労働運動史	労働運動史	栗田 広
労働組合の組織と運営	労働組合の組織と運営	田中 八二
社会 保障	社会 保障	沢入 正徳
学習手引	学習手引	清水金 郎
玉木 正勝	玉木 正勝	玉木 正勝

◇10回分(五円) 20回分(十円)

池文園

十二号近

出す運びとなつた

本内

月 | 臨
玉木 | 清水

分で五百円（500）
福岡県労働
部教宣部で